

○令和2年度米沢市消費喚起促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みに対し、緊急対策による本市の個人消費を喚起するため、第2条に規定する者が第3条に規定する事業を行うのに要する経費について、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人消費の喚起及び地域活性化に資する事業を実施する団体（法人の場合にあつては、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないもの）で、次項の要件を満たすものとする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者（第5条において「中小企業者等」という。）が2つ以上で組織された団体
- (2) 個人消費の喚起を目的として組織された団体
- (3) その他市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱以外の本市の要綱等の規定により補助金の交付を受けようとする事業又は受けた事業を除く。

- (1) 個人消費の喚起及び販売促進に繋がる事業であること。
- (2) 補助対象事業を実施しようとする日の属する年度の3月末日までに完了すること。
- (3) 補助対象事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。ただし、補

助対象事業終了後、当該事業以外の事業等に流用できる経費を除く。

- (1) 賃金
- (2) 賞賜金及び報償金
- (3) 旅費及び宿泊費
- (4) 設営費、広報費等の委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 需用費（燃料費及び印刷製本費）
- (7) 役務費（広告料、手数料及び保険料）
- (8) 通信運搬費
- (9) 備品購入費
- (10) 消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生環境整備費等を含む。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この条において同じ。）又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。ただし、補助対象者が10以上の中小企業者等で組織されている団体の場合の補助金の額は、補助対象経費の額又は100万円のいずれか低い額以内の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号の書類は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した事業計画書
  - ア 事業の名称
  - イ 事業の目的
  - ウ 事業の内容
  - エ 事業実施予定期間
  - オ 事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - カ その他市長が必要と認める事項
- (2) 収支予算書
- (3) 組合員又は会員名簿及び参加者名簿
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、1 補助対象者につき年度内 1 回限りとする。

(交付の条件)

第 7 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号に定める軽微な変更で別に定めるものは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業を実施しようとする者の変更
- (2) 補助対象事業を行うのに要する経費の 100 分の 20 を超える増減

2 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前項第 1 号又は第 2 号の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の理由及び内容
- (2) 事業の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は補助対象事業を実施する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した事業実績書
  - ア 事業の名称
  - イ 事業の目的
  - ウ 事業の内容
  - エ 事業実施期間
  - オ 事業に要した経費及び補助金交付決定額
  - カ その他市長が必要と認める事項

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年度分の補助金に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。